

コメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
●投資法人計算規則第 22 条第2項		
1	本項では「出資金及び出資剰余金の増加額は吸収合併契約の定めに従い…」とされているが、吸収合併契約に明示的に記載されていない場合には出資剰余金を増加することはできないのか(新設合併についても同様。)	投資主の利益保護等の観点から、吸収合併契約において出資剰余金の額を定めなければ、吸収合併存続法人において出資剰余金の額を増加させることはできないこととしています(新設合併についても同様)。
2	本項ただし書において、「投資主資本等変動額が零未満の場合には、当該投資主資本等変動額を当期末処分利益の減少額又は当期末処理損失の増加額とし、出資総額、出資剰余金及び任意積立金の額は変動しないものとする」とされているが、会社計算規則第 35 条第2項では、法定の資本金及び準備金のみ変動しないと定めており、当該規定と投資法人計算規則第 22 条第2項ただし書との整合性がないのではないかと(新設合併についても同様。)	ご指摘を踏まえ、規定を修正します。
●投資法人計算規則第 23 条第1項、第2項		
3	投資法人計算規則第 23 条第1項ただし書及び第2項ただし書において、「先行取得分投資口がある場合にあっては、当該先行取得分投資口の帳簿価額を吸収合併の直前の吸収合併消滅法人の出資剰余金の額から減じて得た額を吸収合併存続法人の出資剰余金の変動額とする。」とされているところ、当該額が負数となった場合でも、出資剰余金は負数となり得ないと解す	公正妥当な企業会計の慣行に従ったものであれば、投資法人においてご指摘のような会計処理を行うことも妨げられないと考えられます。

	<p>るべきか。通常の企業会計のように、負数となり得ないと解した場合、会計期末において負の値となった出資剰余金を出資剰余金以外の剰余金で補てんし、その残高を確定する方法をとる場合には、投信法第 136 条の規定に抵触することにならないか（新設合併についても同様。）。</p>	
<p>●投資法人計算規則第 66 条の3第2号</p>		
4	<p>本号では「賃貸等不動産の時価に関する事項」が注記事項として追加されている。他方、現行投資法人計算規則第 73 条第1項第7号口では、「物件ごとに、当期末現在における価格（鑑定価額、公示価格、路線価、販売高評価価格その他これに準じて公正と認められる価格をいう。）」の開示が規定されているが、この「価格」と、新たに注記事項として追加された「時価」との関連性を確認したい。この点、両開示とも保有不動産の時価相当の情報を投資主らに対して開示することを目的とするから同義とすべきである。なお、投資信託財産計算規則第 68 条第1項第6号口についても同様である。</p>	<p>投資法人計算規則第 73 条第1項第7号口は、賃貸目的かどうか等を問わず、全ての不動産、不動産の賃借権又は地上権ごとに鑑定評価額、公示価格等の公正な価格の開示を義務づけるものです。</p> <p>他方で、同規則第 66 条の3第2号は、会計基準等の動向を踏まえて追加するものであり、その具体的内容は公正妥当な企業会計の慣行に従って定められるべきものと考えられます。なお、同号の「賃貸等不動産の時価に関する事項」の注記については、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条の 30 第1項の規定や、企業会計基準委員会「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準」等を踏まえて行われるものと考えます。</p> <p>また、ご指摘の投資信託財産計算規則第 68 条第1項第6号口についても同様と考えられます。</p>
<p>●特定目的会社計算規則第2条第2項第7号</p>		
5	<p>同号に定める資産除去債務に関して、特定資産の部に計上される有形固定資産の性質を有する資産についても適用の対象となることが明確にな</p>	<p>ご指摘を踏まえ、規定を修正します。</p>

	るように同号の規定を修正すべきである。	
●投資信託財産計算規則第 55 条の8の2		
6	記載事項について、具体的な事例を示してほしい(別紙様式の見本提示など)。	本条は会計基準の動向等を踏まえて追加するものであり、記載内容については公正妥当な企業会計の慣行に従い判断される必要があります。
7	「金融商品の時価に関する事項」は、財務諸表等規則ガイドライン8の6の2-1-2の留意事項と同様の記載事項が求められているのか。	
8	「重要性の乏しいものを除く。」とあるが、重要性の基準を示してほしい。	